

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政代執行の経過報告

1. 経過概要

平成 28 年 1 月 29 日、市は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 19 条の 4 第 1 項に基づき、市内在住の 2 名に措置命令を発出して、市内 3 か所の屋外堆積物を撤去するよう命じたが、履行期限を経過しても履行されなかったため、3 月 31 日、飯田警察署へ告発を行った。その後、警察の現場検証を経て、4 月 18 日、法第 19 条の 7 第 1 項に基づき、当事者に代わり生活環境の保全上の支障の除去等の措置（行政代執行）を開始した。

2. 3 月下旬から 5 月までの動向

- 3 月 29 日（火）措置命令が定める撤去期限を過ぎても撤去されず、措置命令違反が確定
- 3 月 30 日（水）当事者に対し、行政代執行実施通知
- 3 月 31 日（木）伊賀良・山本地区の対策会議に対し経過概要を報告
- 3 月 31 日（木）飯田警察署へ措置命令違反として告発状を提出
- 4 月 15 日（金）飯田警察署が現場検証を行う
- 4 月 18 日（月）行政代執行を開始（中村 959 番 8 から着手）
- 5 月 9 日（月）飯田警察署と不法投棄等の再発防止を協議
- 5 月 12 日（木）防犯カメラを設置（中村 959 番 8）

3. 行政代執行の進捗状況について（5 月 31 日現在）

（1）屋外堆積物の撤去処理の概要

■中村 959 番 8

- | | |
|-------------------|--|
| ・断熱材ウレタンフォーム | 975 台、7,410 kg |
| ・廃タイヤ | 500 本 |
| ・家電リサイクル法による家電の処理 | 冷蔵庫 1,414 台、60,280 kg テレビ 1,274 台、31,830 kg |
| ・鉄など有価物を含む廃棄物 | 481 m ³ 、70,290 kg |
| ・その他一般廃棄物（埋立） | 51,350 kg |

■中村 3369 番 1 及び同 3369 番 4

順次着手

■山本 6500 番 8

順次着手

（2）予算執行状況

- ・予算額 16,274,000 円（繰越明許）

4. 今後の見通しについて

（1）行政代執行の期間の延長

- ・堆積物が多種多様な状況であることが判明し、廃家電（テレビ等）は原形でない又は破壊状態も多いことから、完了日は当初予定より 2 週間程度延長する見込み。

（2）断熱材ウレタンフォームの処理

- ・断熱材ウレタンフォームにはフロンガスを含む物もあり、より適正な処理を検討中。

（3）当事者に対する代執行に要した費用の請求

- ・行政代執行による処理が完了した後、当事者が負うべき費用について精査し、当事者に請求する。

3月30日現在 ■中村 959番8



5月31日現在 ■中村959番8

